

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」の取り組みを支えるため
各労働基準監督署に

労働時間相談・支援コーナー を設置しています!!

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

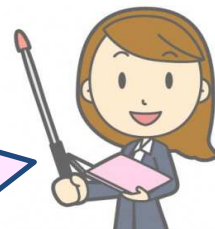


- ・ 経営者の観点から残業のことで相談してみたいけど
…どこに相談すればいいの？
- ・ 働き方改革ってなにをすればいいの？
- ・ 会社の感染症防止対策ってどうすればいいの？

このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談も行っておりますので、

まずは**お気軽に**、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。



◆長時間労働の削減

- ・ 長時間労働の削減に向けた取り組み
- ・ 労働時間縮減に向けた助成金の紹介

◆新たな働き方に対する対応

- ・ 感染症防止策の導入
- ・ テレワークの導入 など

◆労働時間等の労働条件関係

- ・ 時間外・休日労働協定（36協定）の作成手続 ※ 令和3年4月1日から新様式となっています。
- ・ 変形労働時間制・有給休暇制度などの労働時間・休暇制度の導入
- ・ 労働時間に応じた健康確保対策 など

【監督署の連絡先】

佐賀労働基準監督署 ☎0952-32-7133 武雄労働基準監督署 ☎0954-22-2165

唐津労働基準監督署 ☎0955-73-2179 伊万里労働基準監督署 ☎0955-23-4155

窓口相談、電話相談どちらでも受け付けています。また、**個別訪問や説明会**も実施していますので、お気軽にご相談下さい。

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。

佐賀働き方改革推進支援センターのご案内

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、非正規雇用労働者の公正な待遇の確保に向けた取組、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

お問い合わせやご相談は

☎ 0120-610-464

【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

メール s-kaikaku@saga-hatarakikata.com



働き方改革推進支援助成金のご案内

労働時間短縮・年休促進支援コース

36協定の時間外・休日労働時間数の縮減、特別休暇（※）や時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入する取組を支援します。

※病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇のいずれか1つ

勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル（※）」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組を支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

労働時間適正管理推進コース

統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法の新規採用、労務管理書類の5年保存を就業規則に新たに規定、外部講師による研修を実施する取組を支援します。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。

詳しくは佐賀労働局雇用環境・均等室（☎0952-32-7218）までお問い合わせ下さい。

このほか、雇用の安定、仕事と家庭の両立支援などの助成金についてはこちら 

（令和3年度雇用・労働分野の助成金のご案内）



「パート・有期労働ポータルサイト」

◆不合理な待遇差の解消について、支援ツールを活用して、自社の取組状況を点検することができます。

（URL）<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



ポータルサイト「スタートアップ労働条件」



◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

（URL）<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>



スマートフォン
タブレットでも



労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」



◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。

（URL）<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



スマートフォン
タブレットでも



「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。

（URL）<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



スマートフォン
タブレットでも



厚生労働省・佐賀労働局・労働基準監督署

（R3.4）